



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 4 月 15 日

No.VNM_044

ベトナムデータ法（2025 年 7 月 1 日施行）のポイント解説

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)
弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)
ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

近年、モノのインターネット（IoT）や人工知能（AI）の発展により、データ産業が世界的に急速に成長している中、ベトナムでもデータ活用の重要性がますます高まっています。ベトナム政府は、2024 年 7 月 1 日に改正電気通信法（No.24/2023/QH15）を施行し、データセンターサービスやクラウドサービス等に関する規制を明確化する等¹、国内データ産業の発展を積極的に推進してきました。

こうした流れの中、2024 年 11 月 30 日、ベトナム国会は、国内初となる包括的なデータ関連法（No.60/2024/QH15、以下「データ法」）を可決しました。データ法は、2025 年 7 月 1 日より施行され、ベトナムにおけるデータの管理・利用に関する新たな法的枠組みが確立されることとなります。

本稿では、執筆現在パブリックコメント手続に伴い公表されている関連政令などの草案も踏まえながら、データ法の概要について解説します。

2. データ法の概要

（1）適用対象となる主体・データ

データ法の適用対象となる主体には、ベトナム国内の機関、組織、個人だけでなく、ベトナムでのデジタルデータ活動に直接従事又は関連する外国の機関、組織、個人も含まれており、ベトナムに拠点を有しない企業もデータ法の適用対象となり得ます（データ法第 2 条）。もっとも、データ法では、「デジタルデータ活動」について明確に定義されておらず、いかなる場面でベトナムに拠点を有しない企業にまでデータ法の適用が及ぶかは、現時点で明らかではありません。

¹ 改正電気通信事業法第 3 条第 9 号ないし第 11 号

また、データ法の適用対象となるデータは、2023年に制定された個人データ保護政令（No.13/2023/ND-CP）とは異なり、特定の個人を識別するために使用される情報に限定されていません（データ法第3条第1項）。したがって、データ法は、一般的な統計データから企業の機密情報に至るまで、幅広いデータに対して適用される可能性があります。

（2）ベトナム政府に対するデータ提供義務

国内外の組織及び個人は、以下の場合において、データ主体の同意なくして、管轄当局の要請に応じて、国家機関にデータを提供する義務があります（データ法第18条第2項）。

- 緊急事態への対応
- 国家の安全保障に対する脅威があるものの、緊急事態を宣言するほどではない場合
- 災害時
- 暴動及びテロの予防と対策

一方で、上記規定に基づきデータを受領した国家機関は、以下の義務を負います（データ法第18条第3項）。

- データを適切な目的により使用する義務
- データセキュリティ、データ保護及びその他の正当な利益を確保する義務
- データが不要となった場合、直ちにデータを削除し、データ提供主体に通知する義務
- 国家機密及び業務上の機密を保護する場合を除き、データ提供主体からの要請に応じて、データの保管及び使用について通知する義務

このように、ベトナム政府は、データ法の規定に基づき提供されたデータを、適正に利用することが義務付けられています。もっとも、データ法の適用対象となり得るデータは幅広く、今後、国家機関の要請に応じて、外国企業が機密情報の開示を余儀なくされる可能性も否定できません²。

（3）国境を越えたデータの移転と処理

データ法では、ベトナムから国境を越えてデータを移転する場合の規定が設けられていますが、その詳細は政令等に委ねるものとされています（データ法第23条第2項、第4項）。

	ベトナムから海外へデータを転送する場合
適用対象	コアデータ及び重要データ(本稿 3.参照)
適用場面	・ベトナム国内のデータを国外のデータストレージシステムに転送する場合 ・ベトナムの機関、組織、個人が外国の組織、個人にデータを転送する場合 ・ベトナムの機関、組織、個人がベトナム国外のプラットフォームを使用してデータを処理する場合
義務内容	今後、政令等で詳細が定められる予定(本稿 3.参照)

（出所：筆者作成）

² ベトナム政府に対するデータ提供義務については、データ法上、別途詳細を定める旨規定されています（データ法第18条第4項）。これを受けて、施行政令草案第8条に当該規定の詳細が定められています。

(4) データに関する製品・サービスへの規制

データ法では、データ仲介活動、データ分析・集約、電子認証、データプラットフォームに関連する製品・サービスについて、それぞれ規制を設けています。

特に、データプラットフォームサービス³の提供は、公共機関又は国有企業のみが行うことができるとされており、同様の事業の展開を検討されている企業に大きな影響を与えることが予想されます。

もっとも、これらの規定の詳細は、データ法上では定められておらず、今後、政令等で詳細が定められる予定となっています。

3. 関連政令の草案の概要

ベトナム政府は、データ法の実施に関する詳細とガイドラインを規定するいくつかの草案を公開し、パブリックコメント手続の募集を行いました⁴。本稿執筆現在（2025年3月31日）、アップデートされた以下の草案が司法省により提出され、同省のウェブサイトで公開されています⁵。

- データ法を施行するためのいくつかの条項と措置に関する詳細な政令草案（以下「施行政令草案」）
- コアデータ・重要データリストに関する決定草案（以下「リスト決定草案」）
- データ商品・サービスに関する政令草案（以下「データ商品・サービス政令草案」）
- 国家データ開発基金に関する政令草案（以下「基金政令草案」）

(1) コアデータ／重要データのリスト

リスト決定草案では、コアデータ及び重要データに該当する合計 44 種類のデータをリストアップしています⁶。当該リストの抜粋は、以下のとおりです。

³ データプラットフォームとは、研究・スタートアップの発展・イノベーションのためのデータ関連リソースの提供、社会経済発展のためのデータ関連製品やサービスの提供、データ及びデータ関連製品やサービスの取引・交換のための環境の提供に関するサービスをさす（データ法第 42 条第 2 項）。

⁴ 施行政令草案に関するパブリックコメント：<https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-chi-tiet-mot-so-dieu-va-bien-phap-thi-hanh-luat-du-lieu-du-thao-2-7243>（最終閲覧日：2025 年 4 月 8 日）

リスト決定草案に関するパブリックコメント：<https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-quyet-dinh-cua-thu-tuong-chinh-phu-ban-hanh-danh-muc-du-lieu-quan-trong-du-lieu-cot-loi-7252>（最終閲覧日：2025 年 4 月 8 日）

⁵ 施行政令草案：[TLTD dự thảo N của Chính phủ quy định chi tiết một số điều và biện pháp thi hành Luật Dữ liệu](https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-chi-tiet-mot-so-dieu-va-bien-phap-thi-hanh-luat-du-lieu-du-thao-2-7243)（最終閲覧日：2025 年 4 月 8 日）

リスト決定草案：[HSTD dự thảo Quyết định của Thủ tướng Chính phủ ban hành Danh mục dữ liệu quan trọng, dữ liệu cốt lõi](https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-quyet-dinh-cua-thu-tuong-chinh-phu-ban-hanh-danh-muc-du-lieu-quan-trong-du-lieu-cot-loi-7252)（最終閲覧日：2025 年 4 月 8 日）

データ商品・サービス政令草案：[TLTD DT ND quy định hoạt động khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo, sản phẩm, dịch vụ về dữ liệu](https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-chi-tiet-mot-so-dieu-va-bien-phap-thi-hanh-luat-du-lieu-du-thao-2-7243)（最終閲覧日：2025 年 4 月 8 日）

基金政令草案：[Tài liệu thẩm định dự thảo Nghị định về quỹ phát triển dữ liệu quốc gia](https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-chi-tiet-mot-so-dieu-va-bien-phap-thi-hanh-luat-du-lieu-du-thao-2-7243)（最終閲覧日：2025 年 4 月 8 日）

⁶ なお、リスト決定草案とは別に、施行政令草案において、コアデータ及び重要データの判断基準が規定されています（施行政令草案第 3 条、第 4 条）。

コアデータ ⁷	重要データ ⁸
・国防関連の未発表データ ・党機関活動関連の未発表データ ・外交情報関連データ ・公務員、軍人、諜報機関職員に関する未発表データ ・国家機関が収集管理する水資源や希少鉱物に関する未公表データ ・未発表の国防目的の地理空間データ、航空写真データ、リモートセンシングデータ ・国家機関が収集管理する未公表の土地データ ・国家機関が収集管理する海域や島嶼に関する未公表データ ・財務・予算分野の未公表データ ・国家機関が収集管理する水産物・海産物漁船の数量や操業海域に関する未公表データ ・国家機関が収集管理する少数民族に関する計画、戦略、プロジェクト、開発プロジェクトに関する未公表データ ・人民裁判所、人民検察院、国家監査院の活動に関する未公表データ ・国家機関が収集管理する国家エネルギー、計画、戦略、プロジェクト、国家エネルギー開発プロジェクトに関する未公表データ ・国家機関が収集管理する医療に関する未公表データ：病原体が不明の危険な新興感染症に感染し死亡した人数、その他の危険な新興感染症に関するデータ ・個人及び組織に関するデータ（（10万人以上のベトナム国民の）生体認証記録、健康記録、公共福祉情報、個人信用及び財務データ、保険状況及び請求、学業成績、機微個人データ／（1万人以上のベトナム国民の）基本個人データ／（1万以上の組織の）信用及び財務状況に関するデータを含む）	・検査活動・苦情や告発への対応・汚職の防止と撲滅関連の未公表データ ・政府機関が収集管理する交通分野に関する未公表データ ・国家機関が収集管理する科学技術及び原子力安全活動に関する未公表データ ・財務・予算分野のデータ ・国家機関が収集管理する農業・農村開発分野のデータ ・戦略産業、材料、製品に関するデータ ・未公表のバイオセーフティデータ ・国有企業の外国投資に関する未公表データ ・情報通信分野のデータ ・個人及び組織に関するデータ（（1万人以上のベトナム国民の）生体認証記録、健康記録、公共福祉情報、個人信用及び財務データ、保険状況及び請求、学業成績、機微個人データ、基本個人データ／（千以上の組織の）信用及び財務状況に関するデータを含む） ・犯罪、国家安全保障の侵害、行政違反に関する未公表の調査及び防止活動データ ・国が権利者及び権利保有者の代表者である著作物、実演、録音物、録画物、放送に関するデータ ・国家機関が収集管理する天然資源・環境分野の未公表データ ・国家機関の疾病予防及び検疫活動に関する未公表データ ・教育・職業、労働、福祉基金、環境調査・事故に関する未公表データ ・国家管理活動に関するその他の未公表データ

(2) コアデータ／重要データの国境を越えたデータの移転

施行政令草案において、機関、組織、個人がベトナムから海外へコアデータ又は重要データを移転する際には、以下の義務を負うと規定されています（施行政令草案第12条）。

- データの受領者ごとに、有効性、転送方法、データ処理、データの改ざん・破壊・漏洩・紛失のリスクなど、所定事項につきリスクの自己評価を行うこと
- データの受領者によるデータ保護のための対策及び技術を導入すること
- 影響評価報告書を作成すること
コアデータの場合、影響評価報告書をベトナム公安省（以下「公安省」）又はベトナム国防省（以下「国防省」）に提出し、当該承認を得た上で、データを海外に転送する必要があります。
重要データの場合、転送前の提出義務はありませんが、転送後30日以内に公安省又は国防省に影響評価報告書を提出する必要があります。
- 外国のデータ受領者と締結した契約書又はその他の法的に有効な文書において、データセキュリティを保護する責任と義務について明確に合意すること

⁷ リスト決定草案第1条

⁸ リスト決定草案第2条

(3) コアデータ／重要データ保有者の義務

コアデータ／重要データの所有者は、以下の点を含む様々な義務を負うことになります。

- データ処理活動の記録を作成し、少なくとも 6 か月間は当該記録を保存すること（施行政令草案第 18 条第 10 項）。
- データ処理活動に関連する潜在的なリスクを毎年評価し、毎年 11 月 11 日までに公安部又は国防省に報告すること（施行政令草案第 18 条第 11 項）。
- データ保護を監督する担当者・部署を任命すること（施行政令草案第 19 条第 1 項）。

(4) データ商品・サービスに関する事業活動の具体的な規制

国家機関とサービス利用者間のデータ仲介商品及びサービスを提供する業者は、施設、人員、財務、組織構造に関する厳格な条件を満たした上で登録及び認可される必要があります（データ商品・サービス政令草案第 26 条）。

なお、上記に該当しないプロバイダーは、任意で公安省による評価及び認証の申請を行うことにより、投資優遇措置を受けることができます（データ商品・サービス政令草案第 24 条）。

データ分析及び集計サービスに関しては、以下の基準のいずれかに該当するサービスを提供するサプライヤーは、ライセンスの取得が必要となります（データ商品・サービス政令草案第 29 条第 1 項）：

- (a) サービスが完全に人工知能（AI）によって処理される場合（人間による監督の有無を問わない）
- (b) サービスが国家データベース又は専門データベースに接続される場合
- (c) サービスがコアデータ又は重要データを使用する場合

なお、その他のデータ分析及び集計サービスを提供する業者は、投資優遇措置を享受するために、公安省に評価及び認証の申請を行うことができます（データ商品・サービス政令草案第 29 条第 2 項）。

データプラットフォームには、データリソースの供給、データオークションサービス、データ取引及び交換のための環境、データ関連商品及びサービス、入札、提供、紹介、代理、サポートなどを含むさまざまなサービスが含まれる可能性があります（データ商品・サービス政令草案第 33 条）。もっとも、民間部門の事業者がこれらのデータプラットフォームサービスに従事することは、本稿執筆時点では禁止されています。

データ商品及びサービスで、その他に規定されていないもの又は規制が不十分なものは、国家当局が管理する審査期間を経る必要があります（データ商品・サービス政令草案第 3 条第 2 項及び第 9 条）。

(5) 国家データ開発基金の創設

国家データ開発基金は、人工知能（AI）、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、モノのインターネット（IoT）、その他の新技術やイノベーションの開発と応用を促進し、国家と公共の利益に貢献する機能を有します（基金政令草案第 3 条及び第 4 条）。

同基金は、(a)優遇融資の提供、(b)知的財産や新しいデータ関連ビジネスモデルを活用した研究や事業プロジェクトを実施する組織、個人、企業への助成金の交付、(c)能力開発支援の提供及びデータ関連のスタートアップ企業へのその他の投資を行うことが予定されています（基金政令草案第4章）。

国家予算は、最低1兆ドルの拠出を保証し、毎年度当初にこの拠出額を1兆ドルの水準に維持するための追加拠出を行うこととされています（基金政令草案第8条）。

4. おわりに

以上のとおり、データ法は、ベトナム国内に拠点を有しない日本企業も適用対象としたうえ、ベトナム政府に対するデータ提供義務やデータの越境規制を課すものであり、日本企業のデータ管理に少なからず影響を与えることが予想されます。ベトナムとの関係でビジネスを行う日本企業は、関連政令の施行や実務の蓄積等、最新の法規制の動向を注視したうえで、適切なデータ戦略を構築することが重要です。

アジアプラクティスチームの最新情報 *2025/4/14時点

ホーチミンオフィスLinkedInにて掲載中

・ [\[Legal Update\] Denial of Exit from Vietnam due to Certain Tax Debts](#)

ニューズレター

インドネシア：「[インドネシア金融セクターにおける新たな紛争解決制度（PADG 18/2024）の概要と実務への影響](#)」（2025年2月28日）

開催予定のセミナー

スリランカ：「スリランカ・スタートアップセミナー」2025年5月27日開催予定
 ：「スリランカ・エネルギーセミナー」2025年6月上旬開催予定
インド ：「インド仲裁セミナー（応用編）」2025年6月開催予定

出展予定のイベント

SusHi Tech Tokyo 2025

開催日時：2025年5月8日(木)・9日(金)・10日(土) *2025年5月8～9日はビジネスデイ、10日はパブリックデイ

開催場所：東京ビックサイト

詳細は[イベント公式サイト](#)をご確認ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: katsunori.irie@aplav.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)（オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association）
Email: anh.mai@aplav.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)（アソシエイト、第一東京弁護士会）
Email: taisuke.oikawa@aplav.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: yuri.suzuki@aplav.jp

弁護士 [岸田 梨江](#)（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: rie.kishida@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: keisuke.miyanishi@aplav.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。
また、その他メコン地域の国々（ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー）のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム
Email: ipg_vietnam@aplav.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所弁護士法人） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階 	ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 
ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office OpemTurm (13th Floor) Bockenheimer Landstraße 2-4, 60306 Frankfurt am Main, Germany 	ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 
ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam 		